肝炎治療に係る医療費助成のお知らせ

青森県健康福祉部
がん・生活習慣病対策課

C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に要する医療費の一部を助成します。

1 対象となる方

● 県内に住所を有する医療保険の加入者とその扶養家族で、申請書類を提出し、医師の診断書を基にした、県の審査により認定された方が対象です。審査の結果、不認定となる場合もあります。

2 対象となる医療

● 次のいずれかに当てはまる場合となります。
① C型ウイルスの根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療で保険適用となっている医療
② B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっている医療
● この治療を行うために必要な初診料、再診料、検査料、入院料等が対象となりますが、助成対象の治療と無関係な治療は対象となりません。

3 認定の手続きと受給者証の交付

● 助成を申請する方は、最寄の県の保健所で申請してください。申請書及び診断書の用紙は、保健所等で配布しているほか、県庁ホームページ内（「青森県庁ホームページ」のトップページ（http://www.pref.aomori.lg.jp/）画面検索バーに「肝炎」と入力・検索していただければ、簡単に閲覧できます。）からダウンロードすることもできます。ご希望の方には郵送しますので、県庁がん・生活習慣病対策課まで、お問合せください。（宛先は裏面参照）

《申請に必要な書類》

① 肝炎治療受給者証交付申請書
② 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書
③ 世帯全員の住民票の写し（市町村役場で発行します。）
④ 世帯全員の市町村民税課税（非課税）証明書等、世帯全員の市町村民税の課税年額を証明する書類（市町村役場で、申請時点での最新の証明書を発行してもらってください。）
⑤ 健康保険の被保険者証の写し
⑥ 地方税関係情報の照会に係る同意書（16歳以上）
⑦ 委任状
⑧ 市町村民税合算対象除外希望申請書（対象者がおり、除外希望される場合）及び除外者の被保険証の写し

・平成30年7月からマイナンバーを活用して申請すると、③④の書類を省略することができます。
注意：マイナンバーを活用する際は、マイナンバーカードを持参してください。※別のチラシを参照
・⑦⑧の書類は、提出が不要の場合があります。

● 審査の結果認定された方には、「肝炎治療受給者証」を交付します。

4 助成対象となる期間と助成の受け方

● インターフェロンフリー治療の助成の対象となる期間は、治療法に応じ8週間、12週間、16週間又は24週間で、有効期間は肝炎治療受給者証に記載しています。また、副作用による一時的な休薬等、本人に帰責性のない事由により治療休止期間がある場合でも、治療期間の延長や更新はできません。
● インターフェロン治療については、助成の対象となる期間は1年間で更新はできません。有効期間は肝炎治療受給者証に記載しています。
なお、一定の条件を満たす場合は、2回目の治療も助成対象となります。

● インターフェロン治療については、一定の条件を満たす場合のみ、半年の延長が認められます。また、副作用による一時的な休薬等、本人に帰責性のない事由により治療休止期間がある場合は、2ヶ月を限度とする期間を延長することができます。
● 県が治療を委託している医療機関での治療が助成の対象となりますので、あらかじめ、申請書に受診医療機関・調剤薬局を記載していただきます。
● 治療をうけるときには、医療機関等の窓口で健康保険の被保険者証等とともに、「肝炎治療受給者証」を提示してください。

5 自己負担限度額

世帯全員の市町村民税（所得割）の課税年額に応じて、自己負担がありますので、自己負担上限額までは、医療機関等の窓口で、医療費をお支払いください。

≪自己負担限度額≫

世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円以上	20,000円
世帯の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満	10,000円

6 受給者証交付までにかかった医療費の還付

● 「肝炎治療受給者証」が届くまで、一定の期間がかかりますので、これまでどおりの医療費支払いが必要ですが、受給資格の認定後に、「肝炎治療受給者証」の有効期間の開始日に遡って、自己負担限度額を超えた医療費を還付します。
● 還付する医療費は、還付申請書の提出後に口座へ振込みします。医療費の還付申請書は、「肝炎治療受給者証」送付の際に同封します。

【肝炎医療費助成のお問合先】

名称	所在地	電話番号
県健康福祉部 がん・生活習慣病対策課	〒030-8570青森市長島１－１－１	017-734-9216
東地方保健所	〒030-0131青森市第二問屋町4-11－6	017-739-5421
弘前保健所	〒036-8356弘前市大字下白銀町14-2 青森県弘前健康福祉庁舎	0172-33-8521
三戸地方保健所	〒039-1101八戸市大字尻内町鴨田７	0178-27-5111
五所川原保健所	〒037-0056五所川原市末広町14	0173-34-2108
上十三保健所	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	0176-23-4261
むつ保健所	〒035-0073　むつ市中央1-3-33	0175-31-1388

【お問合せ先】

▸医療費助成の制度全般に関すること
青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課がん対策推進グループ
TEL：017-734-9216　FAX：017-734-8045
▸個人番号カード、通知カードに関すること
お住まいの市町村のマイナンバー担当窓口